

栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）一部改正 新旧対照表

（下線部が改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第 1 章 総則 第 1 節 計画策定の趣旨 第 1 計画の目的 （同右） 第 2 計画の性格 （同右） 第 3 策定に際し尊重すべき指針 この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、<u>原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。平成 25 年 9 月 5 日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。</u></p> <p>第 2 節 <u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>対策指針において今後検討される「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A : Plume Protection Planning Area）」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。</u> <u>※ P P A の範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載</u></p> </div> <p>第 1 <u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</u> <u>原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。</u> <u>原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設から</u></p>	<p style="text-align: center;">栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第 1 章 総則 第 1 節 計画策定の趣旨 第 1 計画の目的 （略） 第 2 計画の性格 （略） 第 3 策定に際し尊重すべき指針 この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、<u>国の原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成 24 年法定化予定、以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。</u></p> <p>第 2 節 <u>防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>防災指針において示される「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A : Plume Protection Planning Area）」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。</u></p> </div> <p>第 1 <u>防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</u> <u>原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方についての中間報告案（平成 24 年 3 月 22 日）によると、原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域については、これまでのいわゆる緊急時計画区域（EPZ : Emergency Planning Zone）に代えて、緊急事態発生初期段階で実施する防護措置の準備のために、本地域内に以下のとおり区域が設けられた。</u> <u>施設からの距離、周辺環境条件、気象、人口分布等を勘案して、区域に応じた適切な防護措置を迅速に実施できるよう事前に準備しておくことが必要であるとされている。</u></p>

の距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、後述するEALに準じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※ 栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本県に該当する区域は無い

第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があるとされている。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

※ PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

東京電力福島第一原子力発電所においては、事故が急速に進展したため迅速な対応が求められた。急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、主として放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域（PAZ）を設ける。緊急時において、緊急事態区分に基づき予防保全的避難を実施するため、事業者は施設の状況に基づいて緊急事態区分を迅速に決定するための緊急時活動レベル（EAL）を予め策定し、緊急時においてはPAZ内の住民に迅速に通報するシステムを確立しなければならない。また、放射性物質の放出状況等を把握するための人力を介さない環境放射線モニタリング体制を整備する。

2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル（OIL）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域（UPZ）を設ける。OILは、IAEAの国際基準等を参考に規制機関が予め設定しておく必要がある。また、OILに基づく判断を行うため、環境モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。この際、当該地域における人口分布や社会環境条件（道路網等）を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要である。

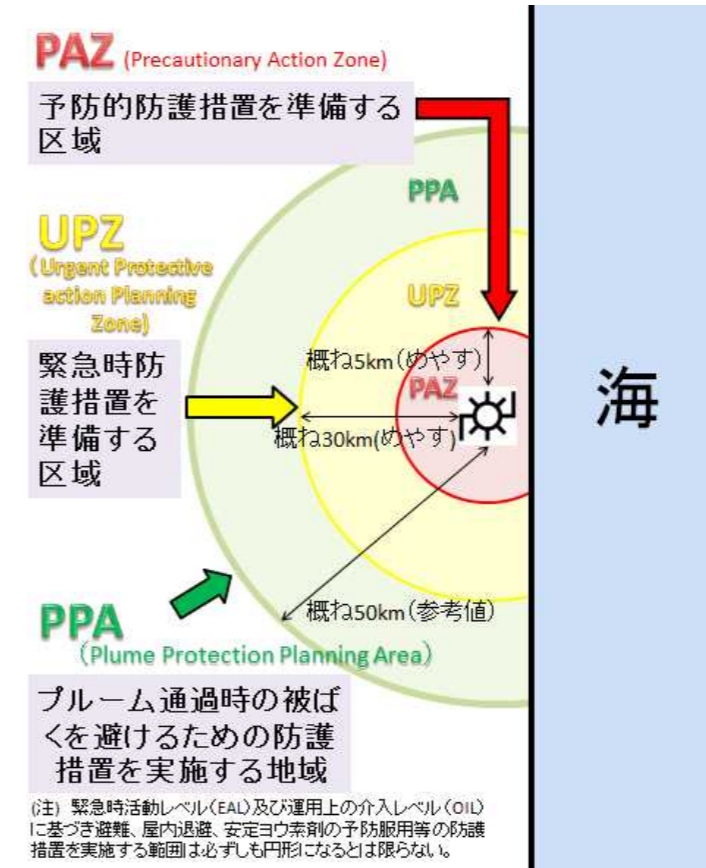
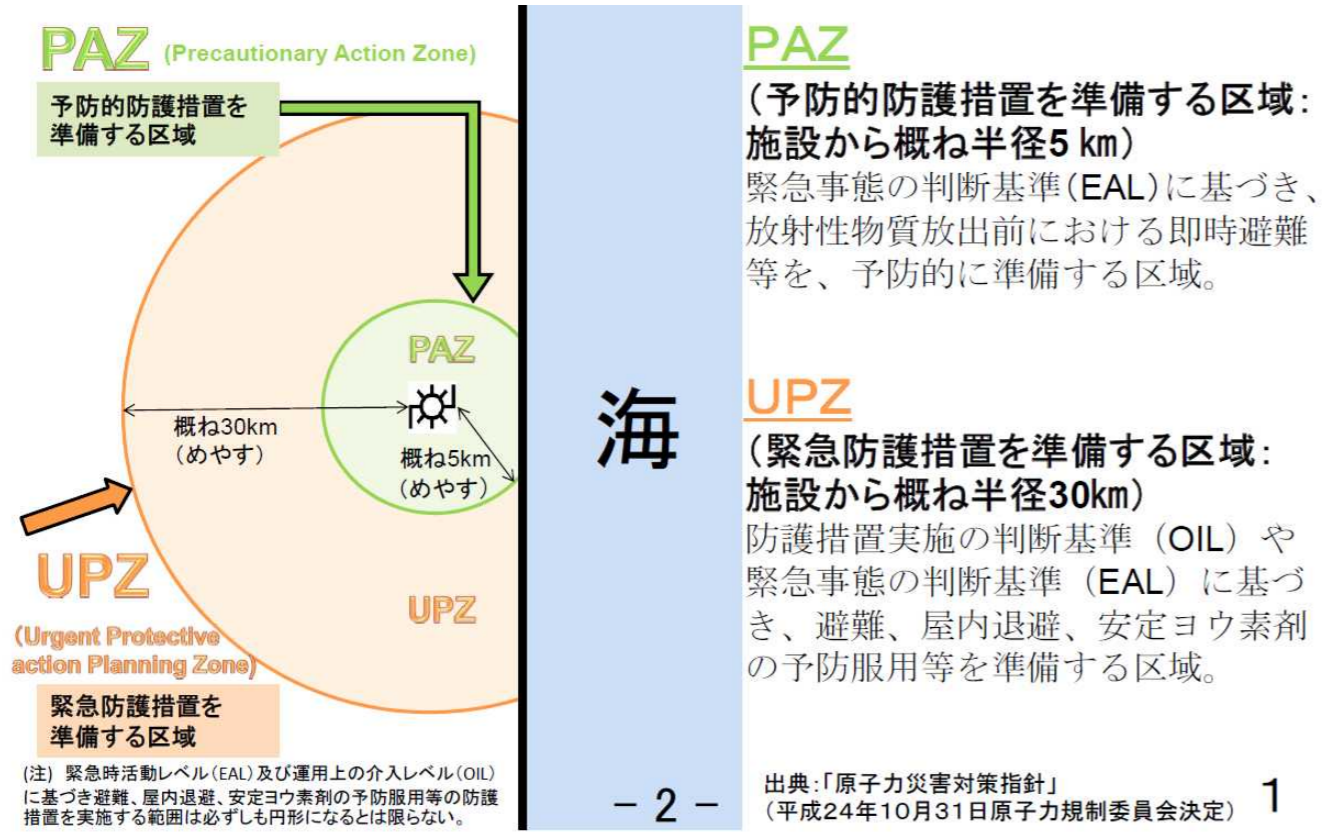
第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置

東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、プルームに含まれた放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力発電所等から50kmに及んだ可能性があるとしてされており、今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。

この場合の防護措置は、自宅等建造物内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。

プルームによる被ばく線量を回避する防護措置は、施設の緊急時対応レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL）の基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する必要がある。

このため、放射性物質拡散予測シミュレーションを踏まえ、必要とされる防護措置を実施するものとする。



※ P P A の 範 囲 、 防 護 措 置 の 内 容 等 に つ い て 、 「 原 子 力 施 設 等 の 防 災 対 策 に つ い て 」 (防 災 指 針) 法 定 化 後 記 載 予 定

第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL (Emergency Action Level) として整理された。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル (EAL) が設定された。(別表1参照)

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL 1)	施設敷地緊急事態 (EAL 2)	全面緊急事態 (EAL 3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施

第4節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質拡散後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてOIL (Operational Intervention Level) が設定された。

第1 運用上の介入レベル (OIL)

運用上の介入レベル (OIL) とは、放射性物質拡散後、被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)
早期防護措置	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線: 13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第5節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状態に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約77km				32km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110.万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

第3節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定

防災指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、東京電力福島第一及び第二原子力発電所が所在し、それぞれ2基及び4基の原子炉が設置されている。さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定				定期検査中	

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約77km				32km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw				329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110.万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約9.3km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも本県は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

（同右）

第3 予測される影響

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

対策指針による「原子力災害対策重点区域」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、予防的防護措置を準備する地域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）として、それぞれ、原子力施設から概ね半径5km及び30kmが目安とされた。また、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）の検討についても示されている。

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約9.3km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中	停止中			定期検査中		

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、隣接県にある原子力発電所等に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも本県の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

（略）

第3 予測される影響

1 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

原子力安全委員会が示す「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」では、防災対策を重点的に充実すべき地域の内容として、予防的防護措置を準備する地域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）のほか、プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）が示されており、UPZ区域の範囲の目安については、原子力発電所等から概ね半径約30km、また、PPAについては原子力発電所等から概ね半径約50kmの区域に及んだ可能性があると記されている。

2 本県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と本県産業に大きな影響を与えている。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性物質の被ばく等の影響などが想定されることから、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置を想定する必要がある。

※具体的影響については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等が検討中のため、対策指針の見直し後記載予定

第2章 予防

第1節 初動体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 国・近隣県～2 市町

(同右)

3 原子力事業者

県(県民生活部)は、近隣県における原子力事業者と、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や通常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

〈資料編〇-〇-〇原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書〉

〈資料編〇-〇-〇東海第二発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する確認書〉

4 連絡要員の指定・連絡体制の整備

(同右)

第2 情報の分析整理

(同右)

第3 通信手段の確保等

1 通信連絡網等の整備

県(県民生活部)は、国及び関係市町との連携及び原子力事業者の協力を得て、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

第2節 住民等への情報伝達体制の整備

第1 情報伝達体制の整備

(同右)

2 本県における具体的影響、想定等

※国等が実施する放射性物質拡散等シミュレーション結果等を記載予定

第2章 予防

第1節 初動体制の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 国・近隣県～2 市町

(略)

3 原子力事業者

県(県民生活部)は、近隣県における原子力事業者と、原子力発電所等に係る安全確保に関する協定等を締結し、緊急時における通報体制や通常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

4 連絡要員の指定・連絡体制の整備

(略)

第2 情報の分析整理

(略)

第3 通信手段の確保等

1 通信連絡網等の整備

県(県民生活部)は、国及び関係市町と連携して、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

第2節 住民等への情報伝達体制の整備

第1 情報伝達体制の整備

(略)

第2 避難行動要支援者等への情報伝達

市町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）は、市町が行う避難行動要支援者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

第3 相談窓口の設置～第4 情報提供項目

（同右）

第3節 避難活動体制等の整備

第1 避難体制等の整備

1 避難計画の策定等

県（県民生活部）は、避難計画を策定するとともに、国（安全規制担当省庁、文部科学省）、県警察、原子力事業者、県バス・タクシー協会等関係団体の協力のもと、市町が策定する屋内退避及び避難誘導計画の策定について必要な支援を行う。なお、避難計画の策定等に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設の入院患者、入所者をはじめ避難行動要支援者の避難について、十分配慮する。

※避難計画の策定については、原子力規制委員会においてP P Aの範囲等を検討中

2 避難所の指定等～3 避難所、避難方法等の周知

（同右）

4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備

県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、緊急時の手順や体制を整備する。

市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

※安定ヨウ素剤の配備等については、原子力規制委員会においてP P Aの範囲等を検討中

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

緊急時モニタリング結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

第2 災害時要援護者等への情報伝達

市町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される災害時要援護者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）は、市町が行う災害時要援護者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

第3 相談窓口の設置～第4 情報提供項目

（略）

第3節 避難活動体制等の整備

第1 避難体制等の整備

1 避難計画の策定等

県（県民生活部）は、避難計画を策定するとともに、国（安全規制担当省庁、文部科学省）、県警察、原子力事業者、県バス・タクシー協会等関係団体の協力のもと、市町が策定する屋内退避及び避難誘導計画の策定について必要な支援を行う。なお、避難計画の策定等に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設の入院患者、入所者をはじめ災害時要援護者の避難について、十分配慮する。

2 避難所の指定等～3 避難所、避難方法等の周知

（略）

4 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。

市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、住民が受けると予測される実効線量又は等価線量が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、地域住民の屋内退避、コンクリート屋内退避、避難

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なもの一時屋内退避を含む)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

P P Aにおける防護措置については、自宅内への屋内退避が中心になるとされており、本県の一部の地域がP P Aに含まれることも想定されることから、県（県民生活部）及び関係市町は、屋内退避等に係る伝達方法等について整備する。

第3 警戒区域設定の判断基準

(同右)

第4 災害時要援護者等への対応

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）は、市町に対し、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための計画等の整備について助言する。

市町は、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

の指示が発出される。

【屋内退避及び避難等に関する指標】

外部被ばくによる実効線量	予測線量	防護対策の内容
	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウラン又はプルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10~50mSv	100~500mSv	住民は自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか又は避難すること。
50mSv以上	500mSv以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか又は避難すること。

※国において改定予定

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

P P Aにおける防護措置については、自宅内への屋内退避が中心になるとされており、本県の一部の地域がP P Aに含まれることが予想されることから、県（県民生活部）及び関係市町は、屋内退避等に係る伝達方法等について整備する。

第3 警戒区域設定の判断基準

(略)

第4 災害時要援護者等への対応

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）は、市町に対し、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語に不慣れな在住外国人等の災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための計画等の整備について助言する。

市町は、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

第 1 モニタリングによる監視の実施等

(同右)

第 2 モニタリング体制

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

県（環境森林部）は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

〈資料編〇－〇－〇モニタリングポスト設置場所一覧〉

(2) 複合災害への備え

(同右)

2 要員の確保・育成等

(同右)

第 3 関係機関との協力体制の整備

(同右)

第 5 節 住民等の健康対策

第 1 資機材の整備等

(同右)

第 2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

県（保健福祉部）及び市町は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(同右)

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 救急医療・広域災害情報システムの充実

県（保健福祉部）は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う救急医療・広域災害情報システムの充実に努める。

第 6 節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備～第 10 節

防災訓練の実施

(同右)

第 1 モニタリングによる監視の実施等

(略)

第 2 モニタリング体制

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

県（環境森林部）は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(2) 複合災害への備え

(略)

2 要員の確保・育成等

(略)

第 3 関係機関との協力体制の整備

(略)

第 5 節 住民等の健康対策

第 1 資機材の整備等

(略)

第 2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

県（保健福祉部）及び市町は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（サーベイランス）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(略)

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害・救急医療情報システムの充実

県（保健福祉部）は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムの充実に努める。

第 6 節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備～第 10 節

防災訓練の実施

(略)

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

栃木県に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部等を設置し、国、市町、近隣県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 県の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様		体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等(EAL1)が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課、原子力災害対策室及び公共部門関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合(EAL2) ②危機管理監が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課、原子力災害対策室及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1非常配備	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員(本部及び支部の応急業務を担当する部班における所要の人員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第2非常配備	①(EAL3) ②知事が必要と認めた場合	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、県の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員(本部各部、支部の全組織における所要の人員又は全員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

栃木県に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部等を設置し、国、市町、近隣県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

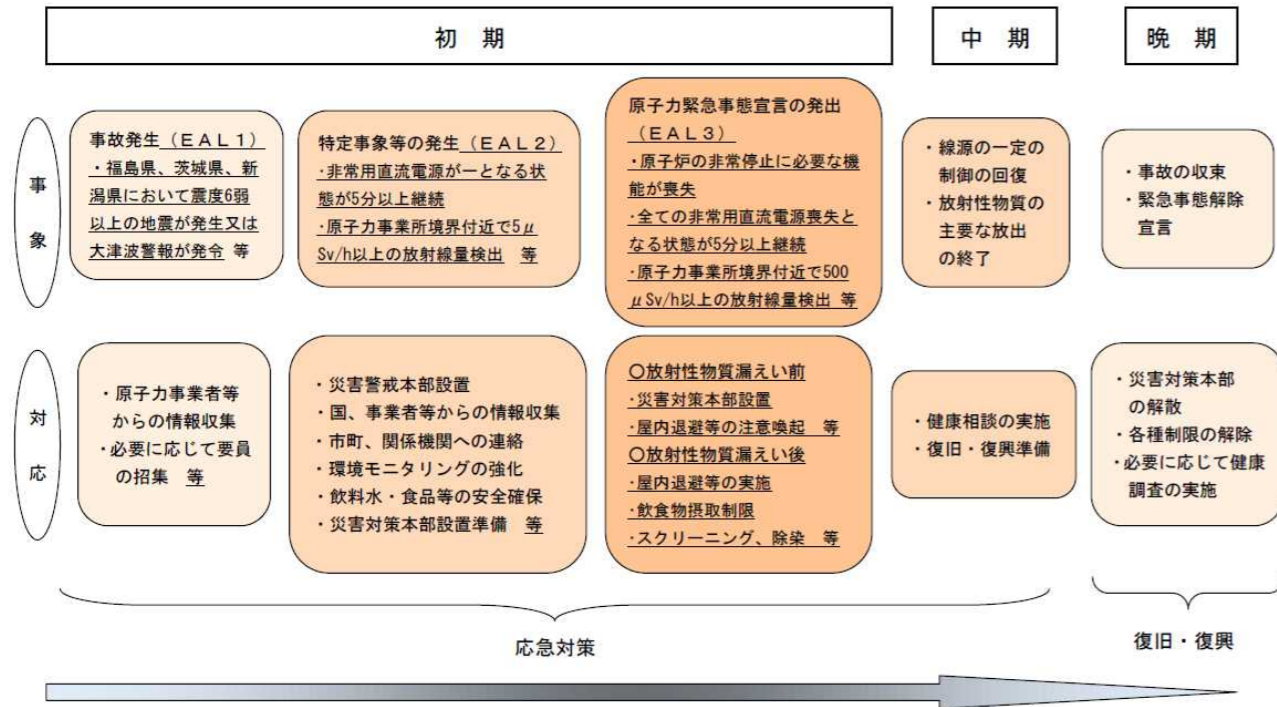
第1 県の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

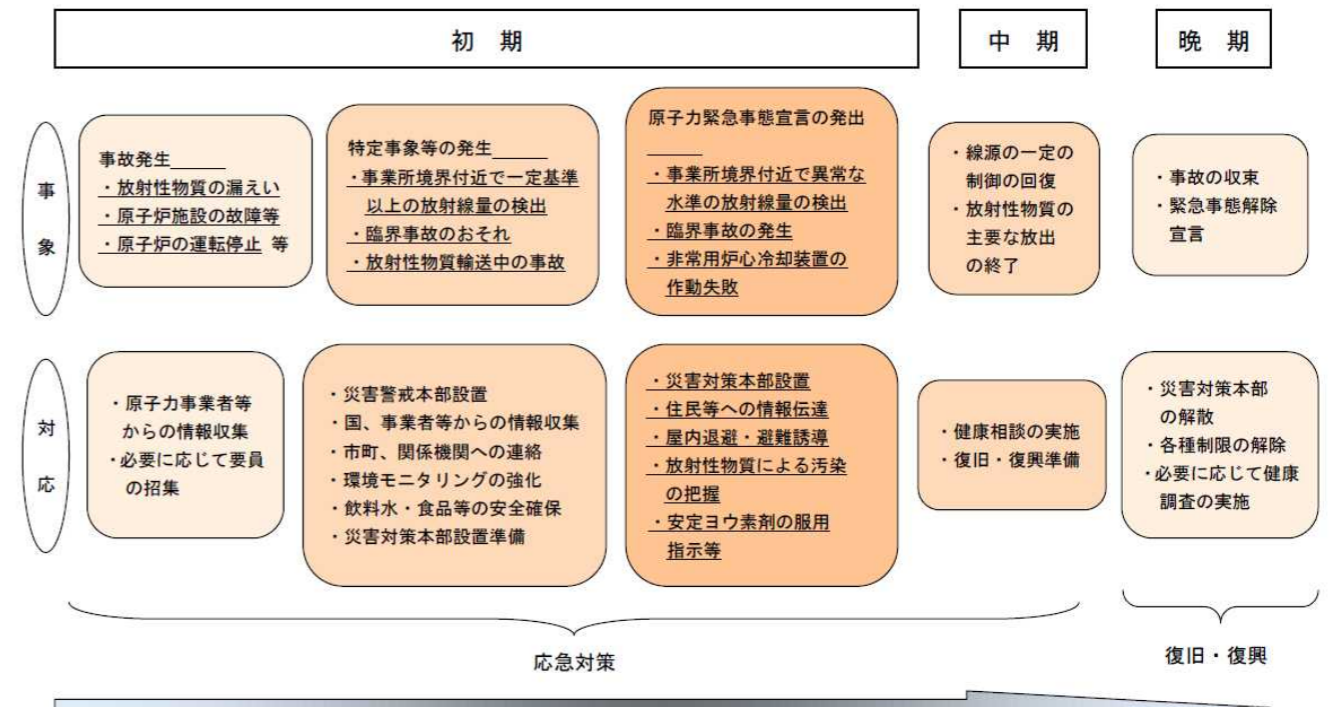
体制等	災害の態様		体制の概要	備考 (勤務時間外の配備)
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等_____が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課、原子力災害対策室及び公共部門関係課職員は直ちに登庁し、小規模災害対策を実施
警戒体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合 ②危機管理監が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	消防防災課、原子力災害対策室及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第1非常配備	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害の拡大に備える体制	第1非常配備に該当する職員(本部及び支部の応急業務を担当する部班における所要の人員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施
第2非常配備	②知事が必要と認めた場合	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、県の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	第2非常配備に該当する職員(本部各部、支部の全組織における所要の人員又は全員)は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

※防護措置実施に当たっての時間的推移



※応急対策実施に当たっての時間的推移



第2 注意体制

県（県民生活部・その他各部局）は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。県民生活部及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係部局等への通報
- (4) 必要に応じて危機管理監、知事等への報告
- (5) 災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置

県（県民生活部・その他各部局）は、特定事象発生 of 通報を受けた場合（EAL2）又は特定事象発生のおそれがあると危機管理監が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定により、栃木県災害対策・危機管理委員長（危機管理監）を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- 1 災害警戒本部の設置、解散の時期～
- 2 災害警戒本部の業務（同右）
- 3 災害警戒本部の組織及び運営

第2 注意体制

県（県民生活部・その他各部局）は、近隣県における原子力発電所等において事故等 _____ が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。県民生活部及び公共部門関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係部局等への通報
- (4) 必要に応じて危機管理監、知事等への報告
- (5) 災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置

県（県民生活部・その他各部局）は、特定事象発生 of 通報を受けた場合 _____ 又は特定事象発生のおそれがあると危機管理監が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定により、栃木県災害対策・危機管理委員長（危機管理監）を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- 1 災害警戒本部の設置、解散の時期～
- 2 災害警戒本部の業務（略）
- 3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として栃木県災害警戒本部設置要綱の定めるところによるものとし、必要に応じて、関係市町の職員を加えるものとする。

4 代決者

(同右)

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

県(県民生活部・その他各部局)は、原子力緊急事態発生(EAL3)の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると知事が認めた場合は、国、市町及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準～(6)災害対策本部の解散

(同右)

2 防災関係機関等への通報～6 災害対策本部職員の証票等

(同右)

第5 市町及び防災関係機関の活動体制～第7 専門家、国、他県への支援の要請

(同右)

第8 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

(同右)

2 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100 mSvかつ1年間につき50 mSvを上限とする。

イ(同右)

(2)～(3)

(同右)

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 特定事象発生情報等の連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、直ちに原発所在県をはじめ、官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県(県民生活部)は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

第2 応急対策活動情報の連絡

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として栃木県災害警戒本部設置要綱の定めるところによることとし、必要に応じて、関係市町の職員を加えるものとする。

4 代決者

(略)

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

県(県民生活部・その他各部局)は、原子力緊急事態発生_____の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると知事が認めた場合は、国、市町及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準～(6)災害対策本部の解散

(略)

2 防災関係機関等への通報～6 災害対策本部職員の証票等

(略)

第5 市町及び防災関係機関の活動体制～第7 専門家、国、他県への支援の要請

(略)

第8 防災業務関係者の安全確保

1 防護対策

(略)

2 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で_____50 mSvを上限とする。

イ(略)

(2)～(3)

(略)

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 特定事象発生情報等の連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原発所在県をはじめ、官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県(県民生活部)は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力安全協定等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県（県民生活部）は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市町・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(1) 要員の確保

県（県民生活部・その他各部局）及び市町は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

（同右）

第3 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

（同右）

第3節 住民等への情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

1 県民等に対する情報伝達

（同右）

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

（同右）

(2) 避難行動要支援者への配慮

県（県民生活部・その他各部局）及び市町は、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者に配慮する。

(3) 情報伝達内容～(5) 誤情報の拡散への対処

（同右）

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

（同右）

第4節 屋内退避・避難誘導等

県及び市町は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県（県民生活部）は、国や近隣県_____等から入手した情報を、市町・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(1) 要員の確保

県（県民生活部・その他各部局）及び市町は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

（略）

第3 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

（略）

第3節 住民等への情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

1 県民等に対する情報伝達

（略）

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

（同右）

(2) 災害時要援護者への配慮

県（県民生活部・その他各部局）及び市町は、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される災害時要援護者に配慮する。

(3) 情報伝達内容～(5) 誤情報の拡散への対処

（同右）

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

（同右）

第4節 屋内退避・避難誘導等

県及び市町は、原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第 1 避難等措置の実施主体

(同右)

第 2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県（県民生活部）及び関係市町は、住民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される避難行動要支援者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 県（県民生活部）は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

(2) (同右)

(3) (同右)

3 避難状況の確認

(同右)

第 3 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の配布

市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、(以下省略)

2 安定ヨウ素剤の服用指示

(同右)

※安定ヨウ素剤の配布等については、原子力規制委員会において P P A の範囲等を検討中

第 4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(同右)

2 避難所の管理・運営

(1) 県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛星管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2)～(3) (同右)

3 飲食物、生活必需品等の供給

(同右)

第 5 県外からの避難者の受入

(同右)

第 6 避難行動要支援者等への配慮

第 1 避難等措置の実施主体

(略)

第 2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県（県民生活部）及び関係市町は、住民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される災害時要援護者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 県（県民生活部）は、_____原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

(2) (略)

(3) (略)

3 避難状況の確認

(略)

第 3 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の配布

市町は、国の原子力災害対策本部__から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、(以下省略)

2 安定ヨウ素剤の服用指示

(略)

第 4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(略)

2 避難所の管理・運営

(1) 県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2)～(3) (略)

3 飲食物、生活必需品等の供給

(略)

第 5 県外からの避難者の受入

(略)

第 6 災害時要援護者等への配慮

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）及び市町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、避難行動要支援者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、避難行動要支援者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

（同右）

第2 特定事象発生時の通報を受けた場合の対応

県（県民生活部・環境森林部）は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡する。（以下省略）

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

(1) 県（環境森林部）は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡する。

(2) 県（環境森林部）は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施に当たっては、対策指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

第6節 医療救護活動等

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

県（保健福祉部）は、市町や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

2 相談窓口の設置

（同右）

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）及び市町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、日本語に不慣れな在住外国人等の災害時要援護者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、災害時要援護者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、災害時要援護者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

（略）

第2 特定事象発生時の通報を受けた場合の対応

県（県民生活部・環境森林部）は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡する。（以下省略）

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

(1) 県（環境森林部）は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡する。

(2) 県（環境森林部）は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施に当たっては、防災指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

第6節 医療救護活動等

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

県（保健福祉部）は、市町や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

（略）

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

(同右)

第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、国の緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならないとされている。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

※ UPZ外における国、地方自治体の役割分担等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定。

□飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

(略)

第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

□東京電力福島第一原子力発電所事故に係る食品中の放射性物質の暫定規制値
(平成23年3月17日厚生労働省通知)

放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）

食品群	原子力施設等の防災対策に係る指針における摂取制限に関する指標値（ベクレル/kg）
飲料水	300（乳児は100）
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000

放射性セシウム

食品群	原子力施設等の防災対策に係る指針における摂取制限に関する指標値（ベクレル/kg）
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

□ 食品中の放射性物質の基準値

(同右)

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）は、速やかに関係団体や市町等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って県民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や市町等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国から出荷制限の指示があった場合は、速やかに関係市町及び関係事業者に要請するとともに、県民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び県民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

(同右)

第4 食品等の供給

(同右)

第8節 児童生徒等の安全対策

(同右)

第9節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

① (同右)

② 避難行動要支援者を中心とした避難者等

③ (同右)

④ (同右)

⑤ (同右)

2 緊急輸送体制の確立

(同右)

第2 緊急輸送のための交通確保

(同右)

第4章 復旧・復興

第1 住民への対応

(同右)

第2 健康影響調査

1 調査の検討～3 メンタルヘルス対策

□ 食品中の放射性物質の基準値

(略)

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）は、速やかに関係団体や市町等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って県民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や市町等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び県民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

(略)

第4 食品等の供給

(略)

第8節 児童生徒等の安全対策

(略)

第9節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

① (略)

② 災害時要援護者を中心とした避難者等

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

2 緊急輸送体制の確立

(略)

第2 緊急輸送のための交通確保

(略)

第4章 復旧・復興

第1 住民への対応

(略)

第2 健康影響調査

1 調査の検討～3 メンタルヘルス対策

(同右)

4 飲料水・食品の安全確認

県(県民生活部・保健福祉部・その他各部局)は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

(同右)

第2節 風評被害対策～第4節 損害賠償

(同右)

第5節 各種制限の解除

第1 状況の把握及び解除の指示

県(県民生活部・その他各部局)は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関等に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認するものとする。

(略)

4 飲料水・食品の安全確認

県(県民生活部・保健福祉部・その他各部局)は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

(略)

第2節 風評被害対策～第4節 損害賠償

(略)

第5節 各種制限の解除

第1 状況の把握及び解除の指示

県(県民生活部・その他各部局)は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取____・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市町は、_____緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

(別表 1)

1 警戒事態 (EAL1)

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫福島県、茨城県、新潟県において、震度6弱以上の地震が発生または大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

2 施設敷地緊急事態（EAL2）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
--------	-----------------------------------------

①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。

③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。

④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。

⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。

⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。

⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。

⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

3 全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	
②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	
③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	
④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	
⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	
⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。	
⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	
⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	
⑨原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	
⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	
⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

(注) 沸騰水型軽水炉に係る基準

用語集

用語	説明
E A L	<p><u>緊急時活動レベル（Emergency Action Level）。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの設定については、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</u></p>
O I L	<p><u>運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</u></p>
確定的影響	<p><u>放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就業期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。</u></p>
確率的影響	<p><u>放射線による影響の起こる確率が線量の関数となっていて、しきい線量が存在しないと仮定されている影響。確率的影響としては、がんと遺伝的影響力がある。これを防ぐには、個人に対しては適切な線量当量限度</u></p>

用語集

用語	説明
E A L	<p><u>緊急時対応レベル（Emergency Action Level）。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。</u></p>
O I L	<p><u>運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。O I L は、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、O I L に基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。</u></p>

	<p>を超えないこと、期間に対しては、正当であるとされる被ばくを、経済的及び社会的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く保つ（ALARA）ことが必要とされている。放射線防護上は、低い被ばく線量の範囲内では線量と影響の起こる確率の間に比例関係が存在すると仮定している。</p>
原子力防災管理者	<p>当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。</p>
サーベイ	<p>サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキヤニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。</p>
P A Z	<p>予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のE A Lに依じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること（5 k mを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 k m」を目安とする。</p>
P P A	<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（Plume Protection Planning Area）。U P Z外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Zの目安である30 k mの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</p> <p>プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生</p>

原子力防災管理者	<p>原子力防災管理者は当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。</p>
P A Z	<p>P A Z（予防的防護措置を準備する区域:Precautionary Action Zone）重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。I A E Aの国際基準において、PAZは3～5 km（5 kmが推奨）としていることを踏まえ、この地域の範囲のめやすを「概ね5 km」とする。</p>
P P A	<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（Plume Protection Planning Area）。東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質を含んだプルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）が広範囲に拡散した。U P Zの外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくの影響が想定される。プルームによる甲状腺被ばくの影響は、屋内に退避することにより相当程度低減することから、</p>

	<p>じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることが困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</p> <p>以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討されることとなっている。</p>
UPZ	<p>緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action Planning Zone）。UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。</p>

参考文献

- ・原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間取りまとめ（平成24年3月22日）
- ・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・原子力規制委員会 環境防災Nネット

	<p>この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用も考慮する必要がある。</p>
UPZ	<p>緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action Planning Zone）。国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル（OIL）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域を設ける。OILに基づく判断を行うため、環境放射線モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。この際、当該地域における人口分布や社会環境条件（道路網等）を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるように計画を策定することが重要である。IAEAの国際基準においてUPZは5～30kmとしていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね30km」とする。</p>

参考文献

- ・原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間取りまとめ（平成24年3月22日）
- ・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・

(参考1)

緊急事態区分等に応じた防護措置

	PAZ(5km圏)	UPZ(30km圏)	UPZ外(30km圏外)
警戒事態 (EAL1)	・災害時要援護者等の避難準備		・災害対策委員の参集 ・国、近隣県、原子力事業者等から情報収集 ・必要に応じて市町、消防等関係機関に対し通報連絡
施設敷地緊急事態 (EAL2)	・災害時要援護者等の避難実施 ・一般住民の避難準備 ・安定ヨウ素剤服用準備	・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置 ・市町、消防等への通報連絡 ・報道機関、県ホームページ等を通じた県民等への周知 ・緊急時環境放射線モニタリングの準備
全面緊急事態 (EAL3)	・避難の実施 ・安定ヨウ素剤服用指示	・屋内退避の実施 ・避難の準備 ・安定ヨウ素剤服用準備	・災害対策本部の設置 ・屋内退避等の注意喚起 ・避難者の受入れ準備 ・現地対策本部への職員派遣
事故発生 (放射性物質漏えい後)		・OILに基づく屋内退避又は避難の実施 ・OILに基づく飲食物摂取制限	・OILに基づく屋内退避等の実施 ・OILに基づく飲食物摂取制限 ・OILに基づくスクリーニング、除染

(参考2)

防護措置実施のフロー例

